公　示

　独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。
　これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。
　プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。
　なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構ＨＰの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

２０１３年１１月６日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　小寺　清

【１．プロポーザル提出の資格】
　以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。
　プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」（http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html）を参照願います。
　会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。
　また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。
・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【２．業務指示書の配布】
　業務指示書及び配布資料等の配布については、上記１．に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。
　平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。
　また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから２～３営業日で結果通知させていただいています。
　なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。
　詳しくは、機構ホームページ（http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【３．情報の公開について】
　本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。
　また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。
　なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。
具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。
（http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html）
また、下記（１）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

（１）公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の３分の１以上を占めていること
（２）公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ．契約相手方の直近３ヵ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ．一者応札又は応募である場合はその旨
（３）当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
（４）情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：７　　　　　　　　　国名：トルコ　　担当：中東・欧州部
案件名：可変速揚水発電所建設準備調査
調査区分：プロジェクト形成（有償）

１　契約予定期間：2014年1月下旬～2015年11月下旬

２　参加要件
　海外における水力発電所に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること

３　参加資格のない社等
　特になし

４　今後の選定プロセス（予定）
(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年11月20日から2013年11月22日17：00まで
※受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
※依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項２．参照）
(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年11月20日から2013年11月25日23：59まで
※上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
(3) プロポーザル提出：2013年12月13日12：00まで
※プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
(4) 選定結果通知　　：12月下旬
(5) 契約交渉　　　　：1月上旬～1月中旬

５　業務の目的
　トルコの電力需要は1970年以来平均8%以上で伸び、2011年には最大需要で約30,000MWまで増加している。ベースとなる電力の需給均衡は保たれているものの、ピーク、オフピークの差は年々拡大しており、トルコ送電公社（TEIAS）によると、ピーク電力は2018年まで年率約7%で増加すると予測され2015年までにピーク需要に対応できなくなる見込みである（2011年時点）。また、トルコ政府は再生可能エネルギー導入促進を掲げており、特に風力発電については2023年までに20,000MWの導入を目指している。同国における過去の調査では、ピーク時の電力需給調整、及び出力変動の激しい再生可能エネルギーの導入促進にあたり、短時間で出力の調整が容易な揚水発電、特に夜間の細かい出力の調整が可能な可変速揚水発電の導入が必要であると結論付けられている。
　こうした背景を受け、トルコ政府はより安定的なピーク時電力需要への対応として、揚水発電技術が最適であるとの結論に至り、事業化調査の対象地点としてギョクチェカヤを選定している。
　本調査は、以上を踏まえ、ギョクチェカヤにおける可変速揚水発電所建設事業の目的、事業スコープ、概略設計、調達パッケージ、運営・維持管理体制、環境影響評価等、円借款事業として実施するために必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

６　業務の範囲及び内容
(1) 業務対象地域
　エスキシェヒル県ギョクチェカヤ
(2) 相手国関係機関
　国家水利庁　(DSI: General Directorate Of State Hydraulic Works)
(3) 業務内容
1）事業の背景と必要性の確認
　電力セクターの開発実績（現状）と課題、電力セクターの開発政策と本事業の位置付け、事業の必要性（現状及び今後の見通し）、事業地周辺の自然条件、環境社会配慮の現状などを確認する。
①電力需給解析、特に、現在進行中及び計画中の電源開発と、揚水発電所整備の整合性の確認
②系統運用、特に、揚水発電所の最適な運用方法の確認
③系統解析（系統安定度、潮流解析）
④揚水開発にかかる支援により期待される効果の確認
⑤温室効果ガス削減量の推計を含む、気候変動緩和に資する可能性の検討
2）事業実施計画の検討と提案
　事業実施機関及び関係機関との密接な協議を通じ、既存関連施設との整合性を確保しつつ以下の点について適切な事業実施計画を策定する。
①事業の目的
②事業スコープの提案
③概略設計
④施工計画の策定
⑤概算事業費の算出
⑥事業実施スケジュール策定

⑦事業実施体制の提案
⑧事業に関連し必要な技術協力（研修等）の提案
⑨調達パッケージの提案
⑩事業実施機関の財務状況の分析及び事業に関する財務計画の検討
⑪事業全体の経済分析（EIRR,FIRR）
⑫運用・効果指標の設定
⑬運営・維持管理体制の検討
⑭環境管理計画と簡易住民移転計画を含んだ環境影響評価（EIA）報告書の作成支援

7　成果品等
(1) インセプション・レポート（2014年2月上旬）
(2) インテリム・レポート（2015年1月下旬）
(3) ドラフト・ファイナル・レポート（2015年9月下旬）
(4) ファイナル・レポート（2015年11月中旬）

8　主要な分野及び評価対象予定者
(1) 総括／電源開発計画　（評価対象予定者）
(2) 揚水発電計画／水力土木（施工計画・積算）（評価対象予定者）
(3) 揚水発電計画／水力土木（設計）（評価対象予定者）
(4) 系統運用
(5) 系統解析／送電計画
(6) 送変電設備
(7) 経済財務分析
(8) 地形・地質
(9) 水文気象解析
(10)機械設計
(11)電気設計
(12)環境社会配慮（自然環境調査）（評価対象予定者）
(13)環境社会配慮（社会調査）
(14)組織体制

9　特記事項
(1) 共同企業体の結成を認める予定。
(2) 現地において、通訳（英語⇔トルコ語）の傭上を認める予定。

注：本案件概要は予定段階のものですので詳細については変更される場合もあります。